規則第２号

北海道国民健康保険団体連合会一般会計財政調整基金積立資産管理運用規則の一部改正について

北海道国民健康保険団体連合会一般会計財政調整基金積立資産管理運用規則（平成 27 年規則第８号）の一部を次のとおり改正する。

（傍線部分は改正箇所）

改　正	現　行
（財政調整基金積立資産） 第２条　連合会は、一般会計において、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても運営の健全性を維持することができるよう、積立資産として所要の額を積み立て、管理運用するものとする。 （積立資産への編入） 第３条　次の各号に掲げる収入は、積立資産に編入する。 （１）【略】 （２）一般会計において、剰余金が生じたときは、その剰余金のうち２分の１を下らない額。ただし、総会の議決を経た場合は、これによらないことができる。 （３）【略】 （会計編入） 第４条　次の各号の一に掲げるときは、総会の議決を経て、積立資産の全部又は一部を当該会計に繰り入れすることができる。 （１）【略】 【削る】 （２）【略】 （繰替運用） 第５条　理事長は、一般会計の歳計現金に不足が生じたときは、積立資産から一時借入れすることができる。 附　則 この規則は、公布の日から施行する。	（財政調整基金積立資産） 第２条　連合会は、一般会計及び各特別会計において、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても運営の健全性を維持することができるよう、積立資産として所要の額を積み立て、管理運用するものとする。 （積立資産への編入） 第３条　次の各号に掲げる収入は、積立資産に編入する。 （１）【略】 （２）　一般会計及び各特別会計において、剰余金が生じたときは、その剰余金のうち２分の１を下らない額。ただし、総会の議決を経た場合は、これによらないことができる。 （３）【略】 （会計編入） 第４条　次の各号の一に掲げるときは、総会の議決を経て、積立資産の全部又は一部を当該会計に繰り入れすることができる。 （１）【略】 （２）特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計における歳入不足の財源に充当するとき （３）【略】 （繰替運用） 第５条　理事長は、一般会計及び各特別会計の歳計現金に不足が生じたときは、積立資産から一時借入れすることができる。